

規制に係る事前評価書（要旨）

【 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律 】

規制の内容	遺伝子組換え生物等の違法な第一種使用等、第二種使用等又は譲渡等により生物の多様性に係る損害が生じた場合の回復措置命令の新設		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課	電話番号：03-5521-8674	E-mail：shizen_yasei@env.go.jp
評価実施時期	平成29年2月14日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 目的 バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（以下「補足議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を担保し、生物の多様性の確保を図ること。</p> <p>(2) 内容 環境大臣は、遺伝子組換え生物等の違法な第一種使用等、第二種使用等又は譲渡等により生ずる影響であつて、生物の多様性（※）を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じたと認めるときは、当該第一種使用等、第二種使用等又は譲渡等をしている者等に対し、当該影響による生物の多様性（※）に係る損害の回復を図るため必要な措置を執るべきことを命ずることができることとする。</p> <p>(3) 必要性 ・補足議定書は、平成15年（2003年）に発効したカルタヘナ議定書のうち、「責任及び救済」分野を補足するために、平成22年（2010年）に名古屋で開催されたカルタヘナ議定書第5回締約国会合において我が国が議長国として採択した議定書であり、具体的には、遺伝子組換え生物等の国境を越える移動により生物多様性に「損害」が生じた場合について、その損害が生じた締約国の政府が遺伝子組換え生物等の管理者に対して生物多様性の復元等の「対応措置」を求めること等を規定している。 ・我が国においても、生物多様性の保全の分野で引き続きリーダーシップを発揮していくためできるだけ早期にこの議定書を締結する必要があるところ、補足議定書が締約国の政府に求める損害に対する対応措置のうち、「緩和」措置の一部と「回復」措置については現行のカルタヘナ法では担保ができていない。 ・このため、補足議定書を締結するため、国内担保として、カルタヘナ法を改正し、本措置命令規定を設ける必要がある。</p> <p>(※) 生物の多様性の確保上特に重要なものとして環境省令で定める種又は地域に係るものに限る。</p>		
	関連条項	第10条第3項、第14条第3項及び第26条第3項並びに第35条の2	
想定される代替案	遺伝子組換え生物等の違法な第一種使用等、第二種使用等及び譲渡等をした者に対し、回復措置命令をかけられるよう法令上規定するのではなく、回復措置を行うよう行政指導を行うこととする。		

規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	現行法においても、遺伝子組換え生物等の違法な第一種使用等、第二種使用等又は譲渡等を行った者に対し当該遺伝子組換え生物等の回収措置命令等がかかることができることとした上で当該措置に要した費用については当該者が負担することとしているが、これに加えて、新設する回復措置命令がなされた場合には、回復措置に要した費用を負担することとなる。なお、回復措置命令の対象となるのは、遺伝子組換え生物等の違法な使用等をした者に限定していることから、過度な責任を対象者に課すものではない。	法に基づく措置命令ではなくあくまで行政指導にとどまるため、回復措置を行うかどうかは事業者の判断に委ねられる。回復措置を行う場合は、法に基づく措置命令がかけられた場合同様、当該回復措置に要した費用を負担することとなる。
(行政費用)	回復措置命令をかけるにあたり、生物の多様性(※)に係る損害の状況の把握や、生息環境の整備・人工増殖・再導入等の措置命令内容の設計・監督に係る事務コストが発生する。	行政指導にあたっては、法に基づく回復措置命令をかけたとき同様に、生物の多様性(※)に係る損害の状況の把握や、生息環境の整備・人工増殖・再導入等の措置等の行政指導の内容の設計・監督に係る事務コストが発生する他、強制力のない行政指導を幾度も行わざるを得なくなることが見込まれるため、事務コストの増大が見込まれる。
(その他の社会的費用)	特に発生しない。	特に発生しない。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	生物の多様性(※)に係る損害の回復を図ることにより、補足議定書の的確かつ円滑な実施を担保し、生物の多様性の確保を図ることができる。	行政指導を受け、事業者の判断により回復措置が行われた場合には、法に基づく措置命令を規定した場合と同等の効果が見込まれるが、事業者が負担を負うことを避けるため、回復措置が行われる場合は極めて限定的になることが見込まれる。また、法に基づく措置命令ではなくあくまで行政指導にとどまるため、回復措置を行うかどうかは事業者の判断に委ねられるところ、回復措置が行われない場合には、遺伝子組換え生物等の違法な第一種使用等、第二種使用等及び譲渡等により生ずる影響による生物の多様性(※)に係る損害が拡大するおそれがある。加えて、国内担保が不可能であるため、補足議定書を締結することができなくなることから、国際社会における生物多様性保全分野に係る我が国の発言力が低下することが見込まれる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	今回の改正案と代替案を比較した場合、今回の改正案の方が、便益並びに行政費用及びその他の費用について、代替案より優れているものと考えられる。なお、遵守費用については、代替案の方が小さくなる場合が存在する(事業者が回復措置に係る行政指導に従った場合等)。また、今回の改正案では回復措置命令による費用負担が事業者の判断に委ねられるため、過度な責任を対象者に課すものではない。	

	<p>わない場合等) が、今回の改正案により回復措置命令の対象となる者については、あくまで遺伝子組換え生物等の違法な使用等を行った者に限定していることから、措置命令対象者に応分の負担責任を負わせるものである。</p> <p>以上のことから、今回の改正案は、妥当なものと言える。</p>
有識者の見解その他の関連事項	<p>「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書に対応した国内措置のあり方について(答申)」(平成28年12月26日 中央環境審議会自然環境部会)においても、「補足議定書の実施を図るために講ずべき措置は、生物の多様性の確保の観点から遺伝子組換え生物等の使用等を規制しているカルタヘナ法で担保することが適当である。その際、現行のカルタヘナ法の体系を踏まえて、措置のあり方を検討する必要がある。」「現行法の当該規定では、生じた損害の「復元」のための措置(「緩和」のための措置のうちの一部を含む。以下「復元措置」という。)を命ずることは困難であるため、現行カルタヘナ法は国内担保措置として不十分であり、復元措置について措置を講ずる必要があると考えられる。」「復元措置は実施者にとって回収措置等と同等又はそれ以上の負担となる可能性が高いことに鑑みれば、復元措置の対象は、違法に遺伝子組換え生物等を使用等した者等に限定することが適当である。」とされ、違法に遺伝子組換え生物等の使用等をした者等に対し回復措置命令を設けることが適当とされた。</p>
レビューを行う時期又は条件	<p>本措置命令は、補足議定書の担保措置であること、また現行法で規定されている違法な使用等をした者に対する措置命令を補完するものにすぎないため、レビューの実施については未定。</p>
備 考	